

資料紹介

「都市における人権保障のためのヨーロッパ憲章」について

ハンス・ヘッセルマン

一九九八年、世界人権宣言採択五〇周年を契機に、バ

ルセロナでヨーロッパの四一都市による「ヨーロッパ人権都市会議」が設置された。ニユルンベルクも参加都市のひとつである。いまでは二一か国の二三五都市から構成されているこの自治体ネットワークは、地域的・国際的レベルで人権文化を促進することを自らの課題としてきた。このコミットメントが具体的な形をとるに至ったものこそ、同会議が起草した包括的な「都市における人権保障のためのヨーロッパ憲章」である。同憲章は、ヨーロッパのできるだけ多くの都市で自治体施策の指針となることを狙いとしているが、ヨーロッパ大陸の境を越えた都市も射程に入れている。

世界人権宣言が採択されて五〇年以上経ってから、それらの権利を世界中で保護するための包括的文書が作成されたわけである。なぜ、あらためて長文の文書を作成

したのだろうか。

周知のように、これらの権利の多くは効果的に実施されているとはとても言えない。おまけに、多くの人々は自分たちの権利を知らないか、国際的な協定、宣言、手続の迷宮の抜け道をなかなか見つけ出せないでいる。

どうすればこれらの権利をよりよく実施できるか？
すべての人間が尊厳をもって安心して暮らせるよう、どうすればよりよい条件を整えられるだろうか？

この課題を遂行するうえで自治体が果たす役割はますます重要なものとなりつつある。自治体は市民にもっとも身近な政治単位である。そして機会のある場でもあるが、同時に、ますますグローバル化しつつある世界における政治的・経済的・社会的発展の問題、矛盾、危険がとりわけあらわになる場でもある。

したがって、「都市における人権保障のためのヨーロ

「ツパ憲章」は新たな規範を宣言したのではない。むしろ、国際的な協定や手続ですでに保障されているこれらの権利の要約を、いつそうわかりやすい言葉で提示したものである。憲章は以下のことを目的としている。

- ・市民に、自分たちの権利についてよりよい形で知らせること。

- ・すべての人間がこれらの権利を享受できなければならぬという責任感を高めること。

- ・人権を自治体施策の指針とするとともに、自治体行政のすべての部門の課題として位置づけること。

- ・そしてとくに、国民的・民族的・宗教的・文化的出身を問わずすべての市民の人権と基本的自由の保護に貢献すること。

これに加えて、憲章は以下のことを目指している。

- ・都市における民主的・社会的・文化的・環境的生活を強化すること。

- ・移民の社会的統合および文化間の共生を促進すること。

- ・都市住民の連帯に、そしてそれを通じてあらゆる形態の差別との効果的闘いに、貢献すること。

ここでは憲章の内容を詳しく紹介するのは不可能である。市民的・政治的権利と経済的・社会的・環境的権利

について包括的に定めた章について一般的に触れるに留めておきたい。

- ・憲章は、都市の政治的生活に包括的かつ多面的に参加する権利をすべての市民に認めるような自治体運営を奨励している。だからこそ自治体は、国籍を問わず成人の住民全員に、自治体レベルでの選挙権と被選挙権を保障するよう求められているのである。

- ・自治体行政は、市民に身近なだけに、経済的・社会的権利がとくに侵害されやすい生活状況や、人間の尊厳を保障された生活が危機にさらされる状況をいつそう的確に把握することができる。そのために憲章は、自治体行政に対し、社会的排除と闘うという課題、そして労働、社会保障、私生活・家族生活の保護、健康、教育に対する市民の権利を促進するという課題を突きつけているのである。これらはすべて、自治体が可能な範囲内で、そして他のすべての政治的・経済的・社会的主体と緊密に協力しながら進めるものとされている。

- ・今日の経済的発展は環境保護の問題とわかちがたく結びついている。したがって憲章は、健康的な環境に対する市民の権利と、このような要求を考慮にいたった都市開発に対する市民の権利を包括的に主張している。

憲章が単なる絵に描いた餅になってしまふのを防ぎ、それに生命を吹きこむために、憲章の段階的実施の達成を目的としたさまざまな手続が、常に市民の参加を得ることを前提として構想されている。

第四回「ヨーロッパ人権都市会議」は二〇〇四年一月九日一〇日にニュルンベルクで開催される予定である。そこでの中心議題は、憲章を具体的にどう実施していくかという点になる。

資料 「都市における人権保障のためのヨーロッパ憲章」

都市の男女のみなさんに宛てて

なぜ、二一世紀の始まりを迎えたこの時期に「都市における人権保障のためのヨーロッパ憲章」なのか？ 世界人権宣言（一九四八年）は普遍的なものである。それが強化・完成されてきたのは、程度の差こそあれいくつかの権利の保護を強調する、他の多くのとりくみのおかげではなかっただろうか。

ヨーロッパ人権条約（一九五〇年）はいわゆる法的保障を提供するものである。しかし、まだ「実効的」ではない権利は数多く存在し、市民は、法的・行政

的手続の迷宮の抜け道をなかなか見つけられないでいる。

どうすればいつその保障が得られるか？ どうすればいつその効果的に行動できるか？ どうすれば、すべての人の私的幸褔のためによりよい公的条件を確保することができるか？

ここで都市の出番である。

なぜならば、どこでも——農村地域の住民が都市への長征を続け、都市がそこを通過していくおおぜいの市民を、そしてとりわけ自由と仕事と意識交流を求める外国人を歓迎するところでは、都市

こそが人類の未来となってきたからである。

今日の都市はあらゆる種類の出会いの空間であり、したがってあらゆる種類の可能性の空間である。同時にそこはあらゆる矛盾とあらゆる危険が発生する場所でもある。境界のはっきりしない都市空間では、失業、貧困、文化的差異の侮蔑に根ざしたあらゆる差別が姿を現す。同時に、連帯の市民的・社会的実践が構想され、豊かになっていく。

今日の都市生活においては、いくつかの権利をいつそうはつきり定義せざるを得ない。私たちは都市に住み、仕事を求め、動き回るからである。それは私たちに新しい権利の承認を余儀なくさせる。それは環境の尊重であり、また健全な食

糧、静けさ、社会的交流や余暇の可能性などの保障である。

最後に、国民国家の現場で代議制民主主義を揺るがしている危機を目の当たりにすれば、また欧州統合機構によって引き起こされている困惑を踏まえれば、都市は新たな政治的・社会的空間のための資源であるかのように思える。

ここで花開きつつあるのは、アクセス可能な民主主義のための条件である。市民的共同にすべての住民が参加する機会、そこにある——都市の市民的共同である。定められたすべての権利がすべての人に属するのだとすれば、すべての市民は、自由で支えあう存在として、その権利を他のすべての人々にも保障しなければならぬ。

私たちがここに表明する決意は、現代の女性と男性に宛てたものである。すべての問題が網羅されているなどと主張するつもりはない。どこまで行けるかは、都市の住民がこの決意をどれだけ自分たちのものにできるかに左右される。これ

は、都市が生み出し、あらわにしてきた市民の期待に対するおおまかな回答として提示されるものである。この憲章は、市民にとっても、そして都市そのものが補完的であるのと同じように補完的レベルで都市行政に携わる人々にとっても、市民の権利を主張し、時として生じる権利侵害を認識し、それに終止符を打つための一連の支点として位置づけられる。これらの支点は、他のきわめて多くの機会と同じように、都市生活そのものに埋めこまれていく困難を克服し、時として矛盾する論理を調和させるために提供されるものである。

意思はひとつ——社会的つながりを永続的に公共領域に統合すること。

原則はひとつ——平等。

目的はひとつ——すべての都市住民の政治的意識を高めること。

この憲章に署名したヨーロッパの諸都市は、

世界人権宣言、市民のおよび政治的権

利に関する国際規約、経済的、社会のおよび文化的権利に関する国際規約、人権および基本的自由の保障のためのヨーロッパ条約、ヨーロッパ社会憲章および人権保護のためのその他の国際文書が、他のすべての人々に対するのと同様に都市の住民にも適用されることを認め、

人権は普遍的であり、不可分でありかつ相互依存的事であること、すべての公権力には人権を保障する責任があること、しかし人権の承認および適用のための機構はとくに社会的、経済的および文化的権利の面ではいまなお不十分であることを想起し、

あるべき都市運営のためには、社会的結合ともつとも弱い人々の保護という価値を促進する目的で、すべての住民を排除することなく人権を尊重および保障することが必要であると確信し、

以上の理由から、都市の住民のために認められた公共的自由および基本的権利、ならびに、各国国内法に定められた条件にしたがって法的に有する権限と権

能のもとでそれらを保障する自治体行政機関の誓約を、明示的に、厳粛に、かつわかりやすく宣明したヨーロッパ都市人権憲章が必要であると確信し、

すべての人の安寧と生活の質の向上を可能にする人間の尊厳、地域民主主義および生存権の尊重という価値に示唆を受け、

自治体運営をいっそう効果的かつ市民に身近なものにしようとするヨーロッパ地方自治憲章の立場を採用するとともに、いかなる種類の区別もなくすべての市民を対象とした公共の共同空間を向上させることを目的とする、「人権に関するヨーロッパ都市会議」に参加した諸都市が一九九八年一〇月一七日に署名したバルセロナ誓約の勧告にしたがって、以下の決意を果たしていくことを共通合意として決定した。

第1部

総則

第1条…都市に対する権利

1. 都市は、そこで暮らすすべての人の共同空間である。都市住民は、連帯の義務を同時に果たしつつ、自己の政治的、社会的および環境的満足のための諸条件を都市に見出す権利を有する。

2. 自治体行政機関は、利用可能なあらゆる手段を用いて、すべての人の尊厳および住民の生活の質の尊重を奨励する。

第2条…権利の平等および差別の禁止の原則

1. この憲章に掲げられた権利は、署名都市に住むすべての人（以下「市民」）に対して、その国籍にかかわらず認められる。

2. これらの権利は、皮膚の色、年齢、ジェンダーまたは性的指向、言語、宗教、政治的意見、民族的もしくは社会的出身または所得水準に関わるいかなる差別もなく、自治体行政機関によつ

て保障される。

第3条…文化的、言語的および宗教的自由に対する権利

1. 文化的自由を行使しかつ発展させる市民の権利は、認められる。

2. すべての市民は、その言語的および宗教的自由を行使する権利を有する。自治体行政機関は、他の行政機関と連携して、言語的マイノリティ集団に属する男女の子どもがその母語を学習できるように行動する。

3. 良心の自由ならびに個人的および集団的宗教の自由は、自治体行政機関によつてすべての市民に保障される。国内法の制約の範囲内で、自治体行政機関は、これらの権利を確保するために必要なあらゆることを行なうとともに、それによつてゲッターが生み出されないように注意する。

4. 非宗教的事柄に関して、都市は、信仰を有する者と有しない者との間ならびにさまざまな宗教間の相互の寛容を奨励する。

5. 自治体行政機関は、墓地の尊重および尊厳を確保しながら、そこで暮らす人々の歴史を發展させ、かつ亡くなった人々の記憶を尊重する。

第4条…傷つけられやすい立場に置かれた集団および市民の保護

1. もつとも傷つけられやすい立場に置かれた集団および市民は、特別な保護措置を享受する権利を有する。

2. 自治体行政機関は、障害者が都市の生活に全面的に統合できるように、必要な措置をとる。住居ならびに仕事および余暇のための場所は障害者のニーズに対応しなければならない。公共交通機関にはすべての人がアクセスできなければならない。

3. 署名都市は、もつとも傷つけられやすい立場に置かれた人々を支援する積極的政策をとり、市民としての権利をひとりひとりに対して保障する。

4. 都市は、傷つけられやすい立場に置かれている事情が何であるかに関わらず、すべての市民の社会的統合を援助

するために必要なあらゆる措置をとり、差別的な集団分けの形成を防止する。

第5条…連帯の義務

1. 地域コミュニティは相互連帯の義務によって結集するものである。地域行政機関はこの義務とともに担い、公的サービスの發展および質の向上を促進する。

2. 自治体行政機関は市民の連帯のためのネットワークおよび団体の創設を奨励し、かつ公的義務が正しく遂行されることを管理する。

第6条…国際的な自治体間協力

1. 都市は、人々およびその文化に関する相互の知識を促進する。

2. 署名都市は、都市便益、環境保護、健康、教育および文化の部門で開発途上国の地域グループと協力し、かつこれらの部門に最大限の人数の市民の参加を得るように努める。

3. 都市はとくに、都市および国の境界を超えた連帯感および全面的平等を發

展させる目的で、財政機関に対し、協力プログラムに参加するとともに、すべての人々がそのようなプログラムに関わるよう促す。

第7条…補完性の原則

1. 国、広域行政圏および都市の権限配分を規律する補完性の原則は、中央政府およびその他の権限ある行政機関が都市における自己の責任を怠らないうようにするため、恒久的に合意されなければならない。

2. この合意は、公共サービスが、いつでもその効果を發揮するために人々にもっとも身近な行政レベルに依拠することの保障をその目的とする。

第2部

地域市民の市民のおよび政治的権利

第8条…政治的参加の権利

1. すべての市民は、地域の代表を自由かつ民主的に選出することを通じて地域の政治的生活に参加する権利を有する。

2. 署名都市は、国民ではないすべての成人の住民に対し、当該都市に二年以上居住したのちに自治体領域内における選挙権および被選挙権を保障するよう全力を尽くす。

3. 自治体運営機構の構成を改めるために定期的に開催される選挙以外にも民衆的参加が奨励される。この目的のため、市民およびその組織は、公共の議論にアクセスすること、地域コミュニティの利益に影響を及ぼす課題をめぐって自治体機関に説明を求め、おおよび、「自治体住民投票」を通じて直接に、または公的会合および住民行動を通じて意見を表明することができ

4. 都市は、開かれた都市運営の原則を守るため、かつ国によって異なる法律上の定めにしたがい、市民に対する首長の責任および都市運営機構に対する自治体行政の責任を実効的たらしめるような方法で都市運営の制度および行政体制を組織する。

第9条…結社、会合および示威行動の権利

1. 結社、会合および示威行動に対する市民の権利は尊重および保障される。

2. 地域行政機関は、団体の自律を尊重しながら、市民性のひとつの表現として団体に関与する生活を奨励する。

3. 都市は、開かれた会合および非公式な集まりを組織するために公共空間を提供する。都市は、規制の範囲内で、これらの空間に対する自由なアクセスをすべての人に保障する。

第10条…私的生活および家族生活の保護

1. 都市は、私的生活および家族生活に対する権利を保護し、かつ、現在とられていられるような家族形態であれ、家族の尊重は地域民主主義の不可欠な要素であることを認める。

2. 自治体行政機関は、家族の内的生活に介入することなくその形成時から家族を保護し、かつ、その構成員に対し、住居その他の同様の機会にアクセスするための便益を提供する。この目的の

ため、自治体行政機関はよりニーズの高い家族が財政的インセンティブを利用できるようにし、かつ子どもおよび高齢者の援助のための体制およびサービスを提供する。

3. いかなる個人も、選んだ者と感情的に結びつき、かつ法的障壁以外のいかなる障壁もなく婚姻する権利を有する。

4. 自治体行政機関は、家族の構成員の身体的不可侵性を監視するための積極的施策を發展させ、かつ家族内の不当な取扱いの消滅を奨励する。

5. 地域行政機関は、教育的、宗教的、文化的小および政治的問題に関する選択の自由を常に尊重しつつ、子どもおよび若者を保護するためにあらゆる必要な措置をとるとともに、民主主義および寛容ならびに都市生活への全面的可能性にもとづく教育を奨励する。

6. 地域行政機関は、子どもが幸福な子ども時代を享受できるように適切な条件づくりを行なう。

第11条…情報に対する権利

1. 社会的、経済的および文化的な生活ならびに地方行政に関わってさまざまな種類の情報をさまざまな情報源から入手する市民の権利は、個人のプライバシーの尊重ならびに子どもおよび若者の保護のための制約の範囲内で、認められる。

2. 自治体行政機関は、人々に影響を及ぼす可能性のある情報の流通を、アクセスしやすく、実効的かつ明確なものとするための手段を提供する。この目的のため、自治体行政機関はコンピューター技術の学習、そのような学習に対するアクセスおよび新たな技術の定期的学習を奨励する。

第3部

経済的、社会的、文化的小および環境的アクセス権

第12条…社会的保護のための公共サービスに対する一般の権利

1. 署名都市は、社会政策を、その権限

の範囲内で保障すると約束した人権の保護のための政策の決定的部分を構成するものにとらえる。

2. 一般的利益のための自治体サービスに自由にアクセスする市民の権利は、認められる。このため、署名都市は社会的支援のための対人サービスの商業化に反対するとともに、他の部門の公共サービスにおいても、質の高い基礎的サービスが受入れ可能な利用料で提供されるよう注意する。

3. 都市は、とくに、不利な立場に置かれた人々を対象とし、かつ排除を拒否することならびに人間の尊厳および権利の平等を追求することを目的とした社会政策を発展させることを誓う。

第13条…教育に対する権利

1. 市民は教育に対する権利を有する。

自治体行政機関は、学齢の子どもおよび若者に対して初等教育へのアクセスを提供する。自治体行政機関は、アクセス可能性および民主主義的諸価値の尊重を前提として成人教育を奨励す

る。

2. 都市は、多文化的な社会的結合の枠組みのなかで、すべての人が教育のための空間ならびに教育センター、学校センターおよび文化センターを利用できるようにすることに貢献する。

3. 自治体行政機関は、とくに性差別、人種主義、排外主義および差別との闘いに関わって、教育を通じて市民性の水準を高めることに貢献し、寛容および受容の原則を根づかせる。

第14条…労働に対する権利

1. 市民は、生活の質を保障する、価値のある職業を通じて得られる十分な資源を享受する権利を有する。

2. 自治体行政機関は、可能な範囲内で完全雇用の達成に貢献する。労働に対する権利を奨励し、署名都市は、応募および求人とのマッチングを奨励するとともに、継続的訓練プログラムを通じて労働人口の技術刷新および再訓練を促進する。署名都市は、失業者がアクセス可能な活動を実施す

る。

3. 署名都市は、自治体として、不法な労働および子どもの搾取を拒否する旨の条項を置くことなくいかなる契約にも署名しないことを約束する。不法な労働の拒否は、それが国民もしくは外国人の労働者を対象とするか、または国内法との関係で正規なもしくは非正規の状況にいる者を対象とするかを問わない。

4. 自治体行政機関は、給与、労働条件、参加権、昇進および解雇からの保護に関して国籍、性別、性的指向、年齢または障害を理由とするいかなる差別も防止するため、他の公的機関および企業と連携しながら、すべての労働者の平等を確保するための機構を発展させる。自治体行政機関は、幼稚園その他の措置を確立することにより女性が、また適切な装備を導入することにより障害者が、平等に労働にアクセスできることを奨励する。

5. 自治体行政機関は、労働の世界にふ

たたび参入することが必要な人々を対象とした保護的仕事の創設を奨励する。自治体行政機関はとくに、新たな雇用分野および社会的利益のある活動（個人に対するサービス、環境、社会予防および成人教育）における仕事の創設を奨励する。

第15条…文化に対する権利

1. 市民は、あらゆる表現形態、表れ方および様式の文化に対する権利を有する。

2. 自治体行政機関は、文化団体および民間部門と協力しながら、多様性を尊重しつつ、都市における文化的生活の発展を奨励する。公共空間は、すべての人の平等という条件のもとで、市民の文化的小および社会的活動のために利用可能とされる。

第16条…住居に対する権利

1. すべての市民は適切、安全かつ健康的な住居に対する権利を有する。

2. 自治体行政機関は、住民の資源を理由とする区別が行なわれることなく、

すべての住民に対して住居および地域的便益が適切な形で提供されるようにするために努力する。これらの便益には、ホームレスの人々を受け入れ、かつその安全および尊厳を保障する体制、ならびに、暴力（とくにドメスティック・バイオレンスおよび虐待）の被害を受けた女性および売春から逃れようとしている者を対象とした体制が含まれなければならない。

3. 自治体行政機関は、移動生活民族が人間の尊厳と両立可能な条件のもとで都市に滞在する権利を保障する。

第17条…健康に対する権利

1. 自治体行政機関は、ヘルスケアのための医療サービスおよび予防サービスにすべての市民が平等にアクセスできることを奨励する。

2. 自治体行政機関は、とくに予防措置または状況に応じた積極介入措置の面で、公衆衛生のために必要なあらゆるとりくみを行なう。

3. 署名都市は、経済的、文化的小および

社会的分野ならびにまちづくりの分野における行動を通じ、住民の積極的参加を得ながら、すべての住民の健康の促進に対して一般的に貢献する。

第18条…環境に対する権利

1. 市民は、産業の発展と環境のバランスの両立を追求する健康的な環境に対する権利を有する。

2. この目的のため、自治体行政機関は、事前防止の原則にもとづいて、公害(騒音を含む)の防止、省エネルギー、ゴミの処理、リサイクル、再利用および回復、ならびに都市の緑地帯の拡大および保護の政策をとる。

3. 自治体行政機関は、都市の周囲に位置して都市を形づくる田園地域を市民がおとしめることなく評価し、かつ、田園地域に影響を及ぼす可能性があるいかなる変化をめぐつても市民との協議が行なわれるようにするための、あらゆる必要な行動を実行する。

4. 自治体行政機関は、とくに子どもを対象とした、環境に関する具体的教育

を發展させる。

第19条…調和のとれた維持可能な都市開発に対する権利

1. 市民は、居住地域、公共サービス、快適な空間、緑地帯およびグループで使用するための構造物が調和のとれた関係を保つことを保障する、秩序だつたまちづくりに対する権利を有する。

2. 自治体行政機関は、とくに都市的要素と環境のバランスを追求しながら、市民の参加を得てまちづくりおよび都市運営を監督する。

3. 以上の文脈において、自治体行政機関は、都市の自然遺産ならびに歴史的、建築的、文化的小および芸術的遺産を尊重するとともに、新たな建造物の必要性およびそれが地域に与える影響を少なくするために既存の建造物の改修および再利用を促進することを約束する。

第20条…都市における交通および静穏に対する権利

1. 地域行政機関は、都市における静穏

と両立する交通手段を利用する市民の権利を認める。この目的のため、地域行政機関は、都市および都市間の移動に関する計画にしたがって、すべての人がアクセス可能な公共交通機関を發展させる。地域行政機関は、環境を尊重しながら自動車の通行を管理し、かつその流動性を確保する。

2. 自治体は、あらゆる種類の騒音および振動の発生を厳格に管理する。自治体は、恒久的にまたは一日のうち定められた時間に歩行者用とされる地域を指定するとともに、汚染物質を出さない車両の使用を奨励する。

3. 署名都市は、これらの権利を実効あらしめるために必要な社会基盤のための資源を別に用意することを約束する。そのさい、適当な場合には、公的機関、民間産業および一般社会との間で行なわれる諸形態の財政的協力を活用する。

第21条…余暇に対する権利

1. 地域行政機関は、市民が自由時間を

持つ権利を認める。

2. 地域行政機関は、いかなる種類の差別もなくすべての子どもに開放された、余暇のための質の高い空間の存在を保障する。

3. 自治体行政機関は、スポーツへの積極的参加の機会を用意するとともに、すべての市民がスポーツを実践できるように、必要なあらゆる手段をとって必要な設備を整備する。

4. 自治体行政機関は、維持可能な観光を奨励するとともに、都市の観光活動および観光からの収益と市民の社会的および環境的安寧とのバランスに注意する。

第22条…消費者の権利

都市は、その権限の範囲内で消費者保護を監督する。この目的のため、かつ食糧との関連で、都市は食品の重量および大きさ、質、組成、正確な情報およびに有効な消費期限の監督および管理を保障する。

第4部

民主的・地域行政に関わる権利

第23条…公共サービスの効率性

1. 地域行政機関は、公共サービスが効率的かつ効果的なものであること、および、それが利用者の要求を満たすのに充分であることを確保するとともに、いかなる差別または濫用の状況も生じないよう注意する。

2. 自治体行政機関は、自治体としての行動を評価する手段を用意するとともに、その評価の結果を考慮に入れる。

第24条…透明性の原則

1. 署名都市は、行政活動の透明性を保障する。市民は、自治体の規則の広報を通じ、自己の政治上および行政上の権利および義務を知ることができなければならない。自治体の規則は包括的であり、かつ定期的に更新されなければならない。

2. 市民は、自己に関わる地域行政上の行為の記録の写しを入手する権利を有する。ただし、公益にのっとった特別な

な障害もしくは理由がある場合、または他の人のプライバシーに対する権利に関連する場合にはこのかぎりでない。

3. 自治体の権限にもとづく行為の明朗性、公開性、公正性および非差別性を確保する義務は、次の行為に適用される。

—自治体としての契約の締結。契約の締結にあたっては自治体支出の厳格な運用が行なわれなければならない。

—官吏その他の自治体職員を選任。このような選任は功績および能力の原則にしたがわなければならない。

4. 自治体行政機関は透明性を保障し、かつ公的資金の利用を厳格に管理する。

第5部

アクセス権保障のための機構

第25条…司法の地域運営

1. 署名都市は、法および司法に対する市民のアクセスを向上させるための施

策を發展させる。

2. 署名都市は、調停、和解、仲介および斡旋のための公的機構の確立を通じて、民事上、刑事上、行政上および労働上の紛争を裁判以外の形で解決することを奨励する。

3. 必要な場合、市民または地域行政機関が選ぶ世評の高い裁判官によって構成される自治体裁判所に、近隣地域および都市行政に影響を及ぼし、かつ上訴の性格を持つ紛争を公正に解決する権限が与えられる。

第26条…地域警察のアクセス可能性
署名都市は、「安全および近隣地域の番人」たる、資質の高い自治体警察官の育成を奨励する。これらの警察官は犯罪の防止にとりくみ、かつ市民教育のための部隊として行動する。

第27条…警報機構
1. 署名都市は以下のような防止措置を確立する。

—とくにもっとも問題が生じやすい地域における社会調停官または地区調

停官。

—独立した公正な機関としての自治体オンブズマンまたは自治体護民官。

2. この憲章に掲げられた権利の行使を促進し、かつそのための便益がコミュニティの管理に服するようにするため、各署名都市は、憲章の適用の評価を委ねられた市民から構成される早期警告委員会を創設する。

第28条…徴税および予算策定の機構

1. 署名都市は、収入および支出の規定によってこの憲章に定められた権利の実施が可能となるような方法で予算案を作成する。この目的のため、署名都市は「参加型予算策定」制度を確立することができる。地域集会もしくは部門集会または団体ごとに組織された市民は、このようにして、権利の享受のために必要な措置への資金拠出をめぐって意見を表明することができる。

2. 署名都市は、課税におけるすべての市民の平等の尊重の名のもと、その権限の範囲内にある分野または活動のう

ち、社会的、物理的もしくは環境的事柄に関するものであれ、またはその他のいかなる種別のものであれ法律上の義務から逃れることを許さないこと、および、法律上の義務に対する例外として現在存在しているこのような分野が消滅するように行動することを、約束する。

最終条項

憲章の法的効力およびその適用のための機構

1. この憲章が採択された暁には、憲章は、その誓約を支持するすべての都市による署名のために開放されたままとされる。

2. 署名都市は、この憲章で定められた原則および基準ならびに保障機構を条例に編入するとともに、自治体の行動の法的根拠として憲章に明示的に言及する。

3. 署名都市は、この憲章で宣言された諸権利が強行規範性を有する一般的権

利であることを認め、承認された権利の行使を阻害する結果またはそのような権利行使に逆行し得る結果につながるいかなる法的行為も、とくに自治体としての契約においては拒否および非難するとともに、これらの権利が至高の法的地位を有することを他の権利主体も認めるように行動することを約束する。

4. 署名都市は、都市を拘束する主要な法的基準としてあらゆる条例および規則でこの憲章に明示的に言及することにより、この憲章を承認することを約束する。

5. 署名都市は、この憲章で認められた権利の適用を二年ごとに評価する委員会を創設し、かつそのような評価を公表することを約束する。

6. 署名都市の全体会によって構成される都市人権会議総会は、この憲章が署名都市において適切に受容および履行されているかどうか検証する適切なフォローアップの設置について決定す

る。

追加条項

第1

署名都市は、この憲章の第8条2項で定められているとおり、国民以外の住民による自治体選挙への参加が自国の国内法で認められているものとして行動することを約束する。

第2

この憲章に掲げられた権利の司法的統括を可能とするため、署名都市は、自国および欧州連合に対し、人権またはヨーロッパ人権条約の効力を憲法上認める宣言を完了させるよう要請することを約束する。

第3

署名都市は、国連環境開発会議（リオデジャネイロ、一九九二年）で採択された合意を実行するため、それぞれ「アジエンダ21計画」を作成し、実施を開始する。

第4

武力紛争時においては、署名都市は、共同体の自由な運営の原則およびこの憲章で宣明された権利の尊重が維持されるよう監視を行なう。

第5

二〇〇〇年五月一八日、サンドニにおいて都市を代表して出席した個人の署名は、当該都市の自治体評議会総会の裁可をもって発効する。総会は、本文に対して国内法上必要と考える留保を付すことができる。

二〇〇〇年五月一八日、フランス・サンドニにて起草

訳注・訳出にあたっては英語とフランス語の原文を参照し、両者に相違がある場合には文脈・内容にあわせて適切と思われるほうに依拠した。

（翻訳：平野裕二）